明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委六）　一

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件（国家公安委一七）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務五九）　四
○中華人民共和国産トルエンジイソシアナートの不当廉売関税について課税期間が満了した件（財務一〇八）　五
○肥料を登録した件（農林水産八八六）　五
○温泉法施行規則第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等の一部を改正する件（環境五一）　六
○我が国における平成三十年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件（同五二）　六
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消す件（防衛九二）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局四五）　六
○道路に関する件（四国地方整備局六四～六六）　六

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　防衛装備庁　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、経済産業省、国土交通省）　七
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更　一〇
関係
会社その他　一〇

規　則

○国家公安委員会規則第六号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和二年四月二十七日　国家公安委員会委員長　武田　良太

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第二条**　［同上］
［一～五十七　略］	［一～五十七　同上］
五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第九号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。